

核不拡散と原子力の平和利用

～ 対印原子力協力をめぐって～

第一特別調査室 まつい かずひこ
松井 一彦

1. はじめに

世界の平和と安定を確保する上での重要な課題の一つが、核軍縮・核不拡散をいかに推進するかという問題である。この問題を解決するためには「核兵器の不拡散に関する条約」(NPT)を中核とする核不拡散体制を維持・強化することが不可欠であり、それを実現する上でかぎを握る国の一つがNPTの枠外で独自の核政策を進めるインドである。

同国はリーマン・ショックにより一時成長がやや鈍化したものの、近年高い経済成長を維持している。今後も高度成長を持続させ、中国と並ぶ世界有数の経済大国として国際的な影響力と発言力を行使すると予測されており、世界各国から注目を集めている。

しかしながら、インドの人口は12億を超え、今日なおも全人口の約半数が貧困にあえいでおり、慢性的に続く電力不足等により、これらの貧困層は厳しい生活条件の下に置かれているため、原子力発電所を増やすなど急増する電力需要に適切に対応する等により、貧困層の生活条件の改善と経済成長の持続を図ることが大きな課題となっている。

米国を始め各国がインドに対し原子力協力を進める中、2010年6月、我が国もインドとの間で原子力協定の締結に向けた交渉を開始し、10月にはその第2回交渉が行われた。

本協定の締結に関しては、核不拡散体制への影響、複数の核保有国の存在する南アジアの安全保障環境への影響、インドの持続的な経済成長及びクリーン・エネルギー供給への影響、日印関係などの我が国の二国間・多国間外交や安全保障への影響など多くの論ずべき点がある¹。

10月下旬、インドのマンモハン・シン首相が訪日し、日印首脳会談が行われる予定であり²、本稿執筆の時点ではその内容は不明であるが、ここではこの問題を核不拡散及び対印協力の観点から考えることとし、核不拡散体制とインドの核政策、インド経済・エネルギー需給の現状と課題、各国の対印原子力協力の概要及び原子力協力をめぐる論議を踏まえつつ、我が国の対印原子力協力の在り方などについて述べてみたい。

2. 核不拡散体制とインドの核政策

(1) 不拡散体制の概要

今日、世界には2万発を超える大量の核兵器が存在していると言われて³。核兵器が残虐な兵器であり、その使用は国際法に反するとの1996年の国際司法裁判所の勧告的意見にもかかわらず、いまだに核兵器の製造・保有・使用を規制する条約は締結されていない。

核兵器の不拡散については、2010年6月現在190もの国が締約国となっており、最も普

遍性を有する軍縮関連条約であるNPT（1970年発効）と、NPTの実効性を担保することを目的に活動している国際原子力機関（IAEA）とによる「核不拡散体制」が機能している。同体制では、米国、ロシア、英国、フランス及び中国の5か国が「核兵器国」とされ、それ以外の国、すなわち「非核兵器国」の核兵器保有が禁止され、IAEAによる保障措置を受諾することを義務づけられる一方で、これらの国は原子力の平和利用の権利が認められている。

しかし、この核不拡散体制は今日まで度々批判と挑戦を受け、動揺してきた⁴。事実、イランのようにNPTの締約国にもかかわらず、核兵器保有をめぐる疑惑を持たれている国があり⁵、またインドのようにNPTの締約国とならずに核兵器を保有しているか又は保有の意思のある国も存在しており、これらの国をいかにして核不拡散体制の中に取り込むかが大きな課題となっている。

（2）核不拡散体制の発展

核不拡散体制は、核の平和利用と拡散防止という二つの目的の達成を意図している。それによる核拡散の防止は、軍事用核施設での核物質の製造、民生用施設・物質の転用、民生用と偽っての資機材・技術の獲得、独自の技術開発・資源調達を対象であり、闇市場からの調達、核兵器の他からの移譲、核兵器・核物質の盗取は対象とされていない⁶。

1970年の発効当初、NPT条約の期限が25年間と決められていたため、延長するには関係国が集まり、条約の運用等について検討し、合意する必要があった。そこで1995年に「NPT運用検討・延長会議」が行われ、議論の末、条約が無期限に延長された。

続く2005年の同会議では、手続事項をめぐる非同盟諸国と西側諸国の間で意見が対立し、また実質的な議論においてもイランの核問題や中東の非核化に関する決議の扱いをめぐる非同盟諸国と西側諸国とが激しく対立したため合意を得ることができず、不拡散分野での国際社会の取組を促進することができなかった⁷。

しかし、2009年1月に誕生した米国のオバマ政権が「核兵器のない世界」の実現を掲げ、核軍縮・不拡散問題に積極的に取り組み始めたことにより、再び核不拡散体制の強化に向けた国際社会の気運が高まっていった。同年9月には国連で核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合が開かれ、核兵器のない世界に向けた条件の構築、NPTの三本柱の現実的かつ達成可能な目標の設定、CTBTの早期発効、軍縮会議における兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始、テロリストへの核拡散を防止するための核物質管理の改善などを求める決議が採択された。また、2010年3月には「NPTに対する明確な支持」を確認するG8外相声明が出され、その翌月には核テロ対策を話し合う核セキュリティサミットが開催された。

さらに2010年5月にはNPT運用検討会議が開かれ、核軍縮、核拡散、原子力の平和利用について条約の運用状況に関する評価と将来に向けた具体的な行動計画を討議し、最終文書を採択することを目指して議論が行われた⁸。

会議で争点となったのは、核兵器国による核軍縮促進のための方途、イランや北朝鮮等地域の核問題、中東非大量破壊兵器地帯の扱い、NPTからの脱退問題への対応、IAEA

Aによる核関連施設の抜打査察に関する追加議定書の締結促進（普遍化）や締結の世界標準化などの点であった。このうち中東については、アラブ諸国は米国などの核兵器国が、イスラエルの核戦力保有を黙認する一方でイスラエル以外の中東諸国の核保有を認めないという二重の基準を採っていることに強い不満を表明した。

議論の末、2000年に合意した内容を再確認し、すべての国は「核兵器のない世界」の実現という目標と整合性のとれた政策を追求することなどが明記されたほか、1995年の中東非核化に関する決議実施のため⁹、2012年の国際会議開催を支持すること、核兵器国が核軍縮に向けた具体的な取組を進め、NPT運用検討会議準備委員会(2014年)に進ちよく状況の報告を求めることなどを盛り込んだ最終文書を採用した。しかし、NPTに参加していないインドとパキスタンについては会議でほとんど議論がなく、最終文書でも両国のNPTへの参加を促すことが明記されただけにとどまった。

この会議の成果について、2005年会議と異なり、NPT体制が直面する危機感を克服すべく核軍縮・核拡散・原子力の平和利用に関し多くの具体的な行動計画が合意されたこと、特に、中東決議の実施に関して具体的な措置が合意されたことと核軍縮に関して明確な措置と約束が決まったことが特筆されるとの評価がある¹⁰。その一方で、会議では各国、とりわけ有力国の個別事情によるルールの変更や前述の二重の基準の問題がNPT規範の普遍性に影を投げかけていたとの指摘や¹¹、不拡散体制強化に関しては不満の残る結果となったとの見方もある¹²。

（3）インドの核政策の概要

インドの国際安全保障政策は、国益を守るための軍事力及び最小限の核抑止力の保持、テロ及び紛争の強度が比較的低い武力紛争から通常戦争及び核戦争までの多様な脅威への対処、テロや大量破壊兵器などの新たな脅威に対処するための国際協力の強化などをその目的としている¹³。

このうち核政策については、安全保障閣僚会議が2003年1月に公表した「核ドクトリン」の中で、最低限の信頼性ある核抑止力と核の先制不使用政策を維持し、98年の核実験の直後に表明した核実験モラトリアム（一時休止）を継続するとしている¹⁴。また、同文書において、核兵器、ミサイル関連部品、技術輸出管理の継続と兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の協議への参加や全世界的な、検証可能かつ非差別的な核軍縮を通じての核兵器のない世界を目指すコミットメントの継続への言及がある一方で、生物・化学兵器による攻撃を受けた際には、核による報復の選択肢を保持する旨も定められている。

また、現マンモハン・シン政権は、2004年5月策定の「共通政策綱領」（Common Minimum Programme）の中で、信頼しうる核兵器プログラムの維持に努める一方、近隣核保有国との間で実施可能かつ検証可能な信頼醸成措置を発展させること、世界的な核軍縮を推進し、核兵器のない世界の実現に向けてリーダーシップを発揮することを明言している¹⁵。

以上述べた核政策の下、インドは現在50から60の核弾頭を保有し、その爆発力は合計で5キロトンから25キロトンの間であると推定される¹⁶。核弾頭運搬手段として、ミラージュ及びジャガーの戦闘機が核任務を持つと推定されるほか、短・中距離ミサイルも配備又

は開発中であるとみられる¹⁷。

インドは前述のとおり、NPTの締約国となっておらず、NPT体制上の「核兵器国」ではないが、同国が核兵器の保有を認めていることから、いわば「事実上の核兵器国」である。インドは国家の安全保障政策において核開発と核抑止を極めて重視しており、NPTを始め核政策実施の妨げになる一切の国際取決めに加入していないが、包括的核実験禁止条約（CTBT）についてはその発効を妨げることはしないとしている¹⁸。

（４）インドの核政策の沿革

インドの核開発の歴史は長く、1947年の独立当初は非同盟運動の旗手として、平和目的のみに限定して核開発・利用を進めていた。しかし、64年10月の中国による核実験に動揺したインドは、国連において核兵器拡散防止という枠組みの中で非核保有国のために何らかの安全保障がなされるべきとして決議案を提出したものの、核保有国から賛同を得ることができなかった¹⁹。

そこで、それまでの核政策を変更し、翌65年には「地下核爆発計画」を策定、核兵器の開発に着手した。カナダからの協力を得てバーバ原子力研究所（BARC）に原子炉を設置し、プルトニウムの再加工を行った。プルトニウムの濃縮と核爆発装置設計に必要なデータを集めるには地下核実験を行うことが必要であり、それに向けて準備を開始した。

インドは74年に核実験を実施したが、この背景には、中国との関係修復を図りつつあった米国が印パ紛争においてインドを支援する見込みが薄く、その結果、米国の「核の傘」による安全保障が得られないと判断したことがあるとされる²⁰。

インドは70年発効のNPTが不完全・不公平な条約であるとしてそれに加入しなかったが、その地下核実験はNPT体制に対する挑戦として国際社会から激しく非難された。これに対しインドは、この地下核実験は当時発効していた部分的核実験禁止条約（PTBT）の対象外であり、平和目的の核実験であれば国際法上正当な行為であると主張した²¹。

インドはその後、核開発を行うパキスタンに対抗するため、82年、83年及び95年に核実験を行おうとしたが、米国などからの圧力により中止に追い込まれた。

その後98年に再び印パ間で緊張が高まったが、パキスタンが弾道ミサイル発射実験を行ったことに対抗するため、インドは軍事目的で5個の核爆発装置による核実験を強行した。この背景には、5大国の核兵器独占を認めるNPT体制が95年の再検討・延長会議で無条件無期限に延長されたことに対するインドの強い不満があったとされる²²。しかし、このインドの核実験はパキスタンを刺激し、同国を核実験へと向かわせた。

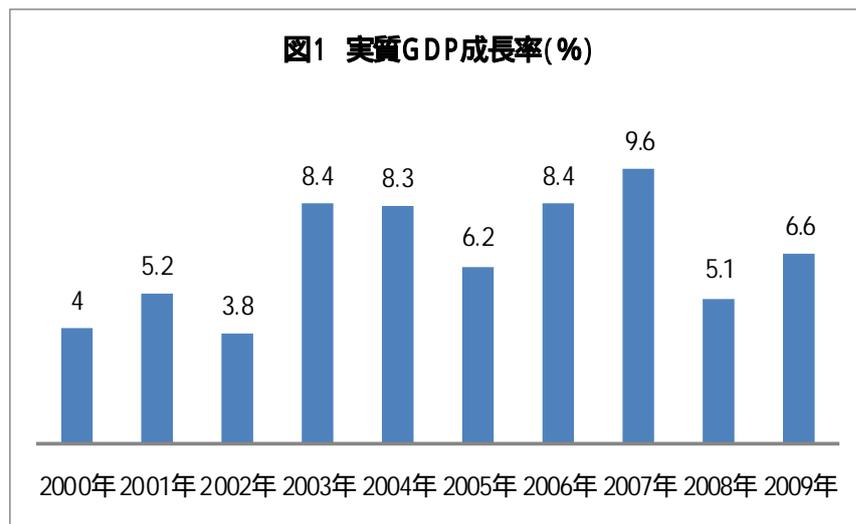
このインドの核実験がCTBT成立直後であったことから、同国は国連安保理など国際社会から強い非難を浴び、米国を始め主要国は経済制裁など厳しい措置を取った。これに対し、インドは核実験が安全保障上必要な行為であると主張したが、その一方で、地下核実験の自発的モラトリアムを宣言した²³。

他方で、各国がインドへの原子力分野での協力を停止したため、インドは自力で核開発を進めざるを得なくなり、原子炉の開発などでも国際水準から大きく遅れることとなった。

3. インド経済・エネルギー需給の現状と課題

(1) インド経済の概況

インドのGDPは1兆2,960億8,500万ドル(2009年末)で、世界で11番目の規模を誇る。これを購買力平価で見ると世界4位となり、数字の上では既に世界でも有数の経済大国である。インドは図1のとおり、2000年以降平均で年率6%を超える高い経済成長を保っており、今後もそれを持続させるものと予測されている²⁴。インドではGDPの6割近くを民間消費支出が占めており、内需主導型の経済成長パターンを取っている。



(出所) OECD²⁶, 世界銀行²⁷の資料を基に作成

インドの人口を見ると、11億9,800万人(2009年)と中国の次に多く、2026年には15億人を超え、世界で最も人口の多い国になると予測されている²⁵。

また、一人当たりのGDPは1,040ドル(2008年)であり、年間所得9万~18万ルピー(24万円~48万円)

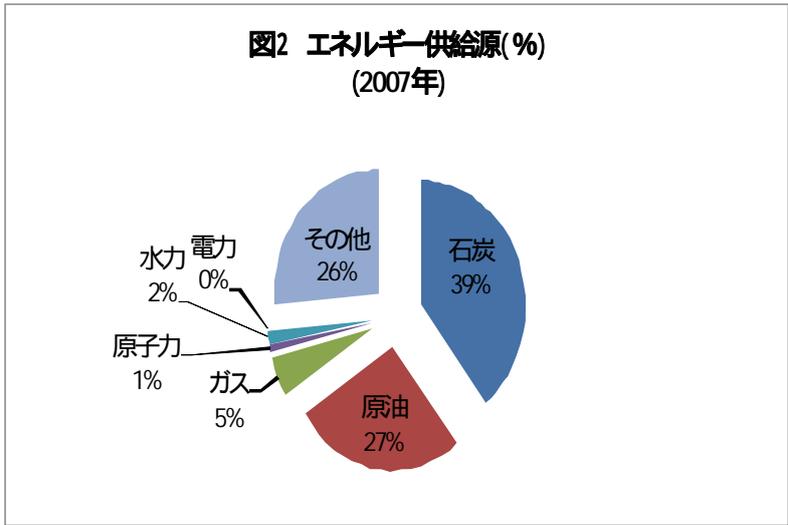
の中間層が増える一方で、1日1ドル以下で暮らす貧困層の割合は徐々に減少しているものの、貧困層は依然として全人口の約3割を占めている²⁸。さらに労働人口の産業別割合を見ると、サービス業が53.7%を占めており、製造業を含む第二次産業も28.8%と大きな割合となっている。インドでは近年ITと金融が急成長しており、最近では製造業も伸びてきている。

以上見てきたように、明るい材料がある反面、インドでは貧困問題のほか上下水道、電力供給等のインフラ整備の遅れなどが年々深刻化している²⁹。今後これらの諸問題への対応が適切になされなければ、貧困層の不満を高めるだけでなく、所得の伸びの抑制を通じて経済成長を制約するおそれがあると指摘されている³⁰。そこで、インド政府は「第11次5か年計画」(2007年4月~2012年3月)³¹の下で5,000億ドルのインフラ投資を見込んでおり、経済成長を維持するため、電力供給量の倍増、舗装道路の50%を超える伸長のほか、鉄道、かんがい設備、港湾施設、空港を大幅に増やす必要があるとしている³²。

(2) エネルギー需給の状況

インドでは、次頁図2のとおりエネルギー供給源の39%を石炭が占め、次いで原油(27%)、ガス(5%)、水力(2%)、原子力(1%)の順となっており、化石燃料への依存度が高い。インドは増大する電力需要をまかなうため、「第11次5か年計画」では、すべ

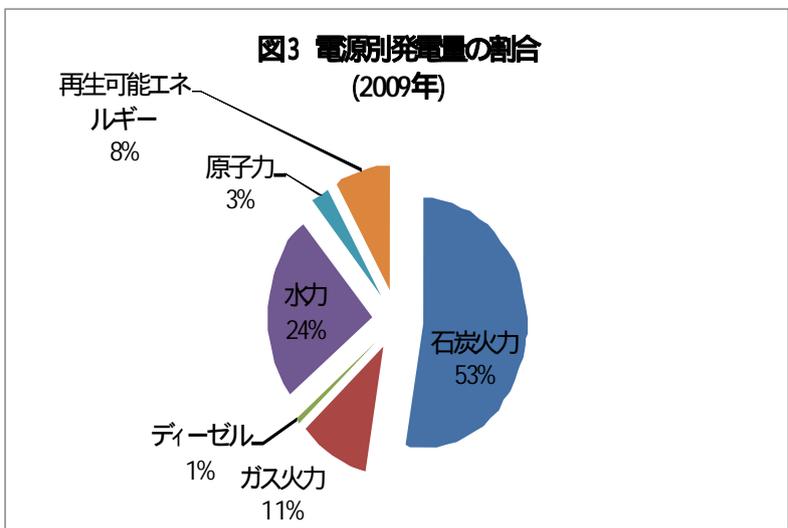
ての農村家庭に電力が供給できるよう、7,857万7,000 k wの電力増を行う計画を定め、発電量増加に努めている³³。



(出所) 国際エネルギー機関 (I E A) 等の資料を基に作成

電力不足を生じた。

2009年におけるインドの電源別発電量の割合は図3のとおりであり、発電においても石炭火力等の化石燃料に大きく依存している。インドでは今後経済成長とともに電力需要がさらに増大すると見込まれており、今後、一層化石燃料によらない手段で発電量を増やす必要に迫られている。



(出所) I E A 等の資料を基に作成

しかしながら、発電施設が不足していることに加えて、盗電・漏電を含む送電ロスが高いこと、及び州政府が農民向けに供与している電力補助金によって財政がひっ迫していることなどの課題を抱えている³⁴。事実、2009年には1億5,000万 k wを超える発電を行ったものの、同年8月のピーク時には電力需要をまかなえず、1,000万 k wを超える

また、インドでは2007年に13億トンものCO₂を排出しており、今後さらに増加することが予想される。気候変動に深刻な影響を及ぼすCO₂の増加を抑制するためにも、化石燃料による発電の割合を低減させることが求められており、インド政府はCO₂を排出せずに大量の電力供給を可能とする原子力発電に注目している。

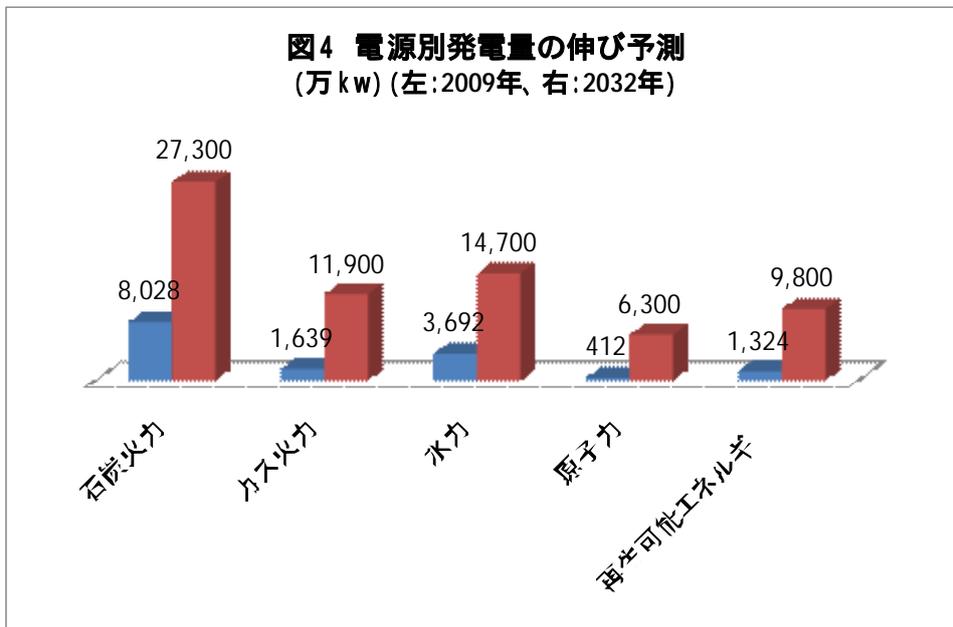
(3) 原子力発電の状況

インドでは原子力委員会の下に原子力省が置かれ、さらにその下にバーバ原子力研究センター (B A R C) などの研究開発機関のほか、インド原子力発電公社 (N P C I L) な

どの発電、製造及びサービスを行う公営の機関が置かれている。このほかに、電気電子設備を始め多くの原子力関連企業がある。

インドは、国内にウラン資源が乏しく、品質も悪いことから、豊富なトリウム資源を有効に使う「トリウム・サイクル」の確立を目標として、3段階に分けて研究開発を進めており、現在では、燃料加工、発電炉、再処理、高速増殖炉など濃縮以外の技術をほぼ取得していると見られている³⁵。

さて、2007年4月からの「第11次5か年計画」では、7,857万7,000 k wの発電量の増加分のうち、原子力発電を338万 k wと見積もっているが、これは全増加分の4.3%に過ぎない。そこでインド政府は、2032年までに総発電量を現在の1億5,000万 k wから7億 k wに大幅に増やすとともに、原子力発電を全発電量の9%に当たる6,300万 k wとする計画を立てている(図4参照)。



また、電源別発電割合については、石炭火力を39%に抑制するとともに、ガス火力17%、水力21%、原子力9%、再生可能エネルギー14%とする計画である。

2009年6月、パティル大統領は議会演説の中で、今後取

(出所) I E A等の資料を基に作成

り組むべき優先分野の一つとしてエネルギー安全保障と環境保護を挙げた。また、同年9月、マンモハン・シン首相は、化石燃料への依存度を減らしつつ急増する電力需要に対応するために、今後さらに多くの原子力発電施設を増設し、2050年には原子力発電量を現在の120倍に相当する4億7,000万 k wにしたいと述べた³⁶。I A E Aによれば、もしこれが実現した場合米国と中国の原子力発電量予測を上回るようになるとしている³⁷。

今後インドがCO₂排出を抑制しながら急増する電力需要に対応するにはクリーン・エネルギーの供給を増やす必要があるが、インドは今後20年の間に太陽光や風力などの再生可能エネルギーの供給を大幅に増やしても急増する電力需要には対応できず、原子力発電に頼らざるを得ないと考えている³⁸。

2010年10月現在、インドには稼働中の原子力発電施設が18基、建設中のものが5基、計

画しているものが8基あり、これら31基がフル稼働すれば、現在の3倍を超える1,408万kwの発電が可能になると言われている³⁹。

しかしながら、インドがこうした原発の建設を進めることは容易ではなく、今後必要とされる資機材の製造能力の向上、人材育成、セキュリティなど多くの点で課題を抱えていると指摘されている⁴⁰。そこで、インドは原子力発電に関する高い技術や資機材を有する先進各国の協力を得てこうした課題を解決しながら、原発の建設を進めようとしている。

4．インドとの原子力協力

(1) 米国等による原子力協力

1998年5月のインドの地下核実験は米国にも衝撃を与え、クリントン政権はインドへの経済制裁を実施したが、他方で同国の政治的・戦略的価値に着目し、関係を強化していくことが米国の国益にかなうとして、同国との連携強化に踏み出した⁴¹。

2001年1月に発足したブッシュ政権は、同年9月の同時多発テロ発生を受けて、テロとの闘いや大量破壊兵器の拡散防止への取組強化に乗り出した。そこでパキスタン、次いでインドへの制裁を解除するなど、両国との関係強化を進めることとしたが、とりわけインドは世界最大の民主主義国家として重要であり、関係強化を図る必要性を認識していた。

2004年1月、交渉を経て米国はインドとの間で宇宙開発、ハイテク貿易、ミサイル防衛などに関する対話の拡大に合意した。2005年3月に訪印したライス国務長官は、それまでの米国の南アジア政策を修正するとともに核不拡散への取組を見直して、インドに対し民生部門での原子力協力を行う用意がある旨述べるなど、米印関係を強化する重要性を強調した⁴²。この訪印を契機に、エネルギー分野での米印協力についても協議が進められることとなり⁴³、同年5月、両国はエネルギー対話のためのワーキング・グループを設置した。同年7月にはシン首相が訪米し、米印首脳会談が行われた結果、米国はインドが世界最大の民主主義国の一つとして、同国に対し例外的に核保有を認め、原子力協力を行うことを約束した。そして翌8月にはインドへの輸出管理規則を改定し、原子力供給国グループ(NSG)⁴⁴の承認が不要な品目のインドへの輸出条件を緩和した。

翌2006年3月にはブッシュ大統領が訪印し、民生用の核関連施設へのIAEAによる査察、原子力関連技術と燃料の提供などを主な内容とする共同声明が合意された。

その後、ブッシュ大統領の強い意向を受けて、米議会両院で民生用原子力分野での対印協力促進法案の審議が開始された。この法案の中身をめぐっては、議員や専門家の間で様々な議論が展開された⁴⁵。同年7月、議会下院で民生用原子力分野での対印協力促進法案が可決され、11月には上院で同趣旨の法案が可決された。両院間の調整の後、翌年1月に「ヘンリー・ハイド米印原子力平和利用協力法」が成立した。

この法律の制定は、インドが核不拡散体制に入らずに核開発を進めているとして必ずしも良好ではなかった米印関係を劇的に変えるものであった。他方、インドでは同法の制定を歓迎しつつも、同法がインドに対しウラン濃縮、使用済燃料の再処理及び重水製造関連の資機材を米国の同意を得ないで濃縮・再処理することを禁止していることに加え、イン

ドが核実験を行った場合、対印原子力協力を停止することなどを盛り込んでいたことが明らかになると、これを不服として米国の姿勢に反発する声が高まった⁴⁶。

しかしながら、その後も協定締結に向け米印間で交渉が進められ、翌2007年7月末によろやく交渉が妥結し、インド政府は直ちにそれを承認した。翌月、両国政府より協定の内容が公表されたが⁴⁷、それはヘンリー・ハイド法と多くの点で異なるものであった。

協定の発効のためには、インド・I A E A間での保障措置協定の締結と、N S Gでのインドへの輸出を例外的に認めるための規則の改正が必要とされた。そこで2007年11月、米国とインドは新たな保障措置の枠組み交渉を開始し、翌2008年3月に交渉は妥結した。インドでは左派勢力が協定の締結に反対していたため、同年7月議会下院でマンモハン・シン内閣の信任決議案が採決に付され、それが可決された後、同協定は承認された。

8月のI A E A理事会でインドとの保障措置協定案が承認された。この協定は、今後インドが平和目的と申告する核物質及び原子力施設についてのみ、I A E Aが保障措置を適用できるようにするものである。

また、同月のN S G第1回臨時総会で、インドへの輸出を例外的に認めるための規則の改正が審議されたが、反対意見も根強く、結論を得ることができなかった。そこで翌月にN S G第2回臨時総会が開かれ、改正が再度審議された。フランス、ロシアを始め多くの国がこの改正を支持したため、結局我が国を含むすべての国が賛成し、改正が承認された⁴⁸。

N S Gは、そこで採択された「インドとの民生用原子力協力に関する声明」の中で、インドが核実験の自主的モラトリアムを継続して行ってきたこと、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(F M C T)締結に向けて他国と協力していく姿勢が見られること、民生用原子力施設を段階的にI A E Aの保障措置対象に追加申告することに合意していること、濃縮及び再処理設備・技術を持たない国々に対し、これら技術の移転を控えるとともに、これらの拡散を制限する国際的な努力を支持していることを決定の理由として挙げた⁴⁹。

これを受けて、協定を承認するための法案が米議会両院で直ちに可決され、同年10月同法が成立した。その後、同年12月に協定が発効した。

またインドは、翌2009年2月、I A E Aとの間で22基の民生用原子力施設のうちの12基とそこで使われている核物質を2014年までにI A E Aの保障措置下に置くための保障措置協定を結び、同協定は5月に発効した⁵⁰。これにより、米国はインドに対し原子力協力が行えることとなり⁵¹、7月にはクリントン国務長官が米国企業による発電所建設が承認されたことを明らかにした。

この米印原子力協定の締結は米印関係における大きな転換点となり、またインドと各国との間の民生用原子力協力の道を開く一方で、インドにとってもI A E Aの査察を受けつつも、民生用の原子力発電施設の建設を進めることができるという意味で意義をもつものであった。しかしながら、本協定の締結はN P Tの三本柱である「核軍縮」、「核不拡散」、「原子力の平和的利用」の間に存在すると信じられている「グランド・バーゲン」のバランスを崩壊させかねないとの指摘や⁵²、米国がN P Tによる核不拡散体制の例外を認めたという点で、不拡散体制の維持に懸念を生じさせることとなったとの見方があるほか、インドへの民生用原子力協力は米国の安全保障上の利益に合致しており、各国が核に関する

国際協定を遵守して行動すれば利益を得られるが、そうでなければ制裁を受けるということを示すものであるとの指摘もある⁵³。

この米印原子力協定の締結を皮切りに各国は巨大な原子力市場を有するインドに対し協力協定を結ぶべく交渉を開始した。2009年12月現在、インドと協定を結んでいる国は米国のほか英国、フランス、ロシア、モンゴル、カザフスタン、アルゼンチン、ナミビアの8か国に上る。インドは協定に基づく外国企業の原子力市場への参入を促すため、2010年8月に事故発生時の企業の責任を定める「原子力賠償法」を制定した⁵⁴。

(2) 日印原子力協定締結に向けた動き

我が国はこれまで唯一の被爆国として、核不拡散問題に積極的に取り組んできた。特に、最も普遍的な軍縮・不拡散条約であるNPTを世界的な不拡散実現のための最も重要な基礎として重視している⁵⁵。また原子力の平和利用においては、「核不拡散」、「原子力安全」及び「核セキュリティ」(Safeguards, Safety, Securityの頭文字をとった3S)の確保が不可欠であるとの基本方針に基づき二国間及び多国間の原子力協力を推進している⁵⁶。

我が国は、インドの安定した経済発展は我が国を含むアジアの平和と安定に寄与するとの考えから、2000年8月にはインドとの間で「日印グローバル・パートナーシップ」構築に合意し、また2006年5月には「国別援助計画」を策定し、インフラ整備や貧困削減等のために援助を行うなど、インドとの関係強化を目指してきた⁵⁷。しかしながら、原子力協力に関しては、米印原子力協定締結後、各国がこぞってインドと原子力協定を締結したにもかかわらず、核不拡散体制を維持するとともに、南アジアでの核軍拡競争を防ぐためには、たとえ民生部門であっても、核不拡散体制の外にいるインドに対し協力を行うことは適切ではないとして、これに慎重に対処してきた。

低成長にあえぐ我が国でも近年急成長を遂げるインドが注目を集めるようになり、産業界を中心にその巨大市場に参入するには両国間の経済交流を一層強化する必要があるとの声が高まった⁵⁸。政府部内でも特にインドには大きなビジネスチャンスがあるとして⁵⁹、原子力協定締結についての検討を開始した。他方、インドでも大型で効率のよい原発建設のためには、日本から優れた技術と設備を導入することが不可欠であるとの声が高まった。

2009年12月、鳩山首相が訪印し、日印首脳会談が行われたが、そこで出された「日印戦略的グローバル・パートナーシップの新たな段階」と題する共同声明において原子力の重要性について認識を共有するとともに、閣僚級のエネルギー対話の下で原子力エネルギー政策に関する情報交換を行うことが合意された。また軍縮・不拡散も取り上げられ、核兵器の全面的な廃絶に向けた新たな国際的関心を歓迎するとともに、鳩山首相より、CTBTの早期発効の重要性を強調し、シン首相からは核実験モラトリアムに対するコミットメントが改めて表明された。また、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)について、即時交渉開始及び早期締結に向け協力していくことが両国の間で確認された。

こうして2010年4月、政府はインドとの間で原子力政策について意見交換を行う作業部会の設置について合意し、続く6月に政府が策定した「成長戦略」の中で官民一体のインフラ輸出として原子力発電所輸出重視が打ち出されたのを受け、日印両国は正式に協定の

締結交渉を開始した⁶⁰。8月に岡田外務大臣がインドを訪問し、第4回外相間戦略対話が行われたが、その際、インドに対し、仮に同国が核実験を実施した場合には日本としては原子力協力を停止せざるを得ないことを伝えるとともに、インドに対し核軍縮・不拡散での更なる具体的な取組を要請した。

このように、インドが我が国との間で原子力協定の締結を強く望んでいる背景には、日本の原子炉製造技術が世界一と言われており⁶¹、インドがそれを導入しなければ、安全性の高い大型の原発の建設が困難であるとされているためである。また、既にインドとの間で原子力協力を進めている米国やフランスも、日本の優れた技術や機器を利用できるとして、我が国に対しインドとの間で協定を結ぶことを期待したとされる⁶²。

他方、我が国政府は、原子力協定の締結は我が国企業が協定締結相手国で安定的に活動を行うための制度整備として重要であり、協定による原子力協力の枠組みの設定は、我が国企業の受注を通じた日本経済活性化に資するものとして、将来への「投資」という意義を有すると説明している⁶³。その一方で、それが我が国の核不拡散外交にマイナスとなつてはならないとの立場から、岡田外務大臣は、インドとは今原子力協定について協議中であるが、核不拡散や軍縮を反映した原子力協定を締結したいと考えている旨明らかにした⁶⁴。その後、10月上旬、2回目の原子力協定締結交渉が行われた。

(3) 原子力協定締結をめぐる論議

日印原子力協定締結の是非をめぐることは、軍縮・外交・インドの専門家やビジネス関係者などから様々な意見が出されている。

協定締結に賛成・支持する立場からは、インドでの原子力発電の推進は地球温暖化問題に有効であり、日本はプラントを輸出する際に平和利用に徹する核不拡散の仕組みを併せて提起し、核兵器の根絶に向けて努力を行うべきとの意見や、インドを不拡散体制の中に取り込み、一層責任ある行動を促すためにも、技術と人材の提供によって原子力協力を進めるべきであるとの意見が出されている⁶⁵。

また、中東や中央アジアに近接しているインドとの間で政治・安全保障協力を強化することが重要であるが、NPT加入と原子力の平和利用をインドとの政治・安全保障協力の条件とすることは困難であり、むしろインドに対し原子力協力を進めながら、政治・安全保障協力を進めることが現実的であるとの見解も示されている⁶⁶。

また、日印協力の政治的重要性、インドのエネルギー問題の解決、ますます深刻化している地球温暖化問題への配慮、日印科学技術部門での協力の推進、そして日本の原子力関連企業の貢献といった観点から、日印の原子力協力を推進すべきであるとの見解も示されている⁶⁷。

他方、協定締結を疑問視・反対する立場からは、NPTに加入していないインドとの原子力協力協定の締結は我が国が積極的に取り組んでいる核軍縮・不拡散外交に悪影響を及ぼし、発言力を低下させるおそれがあるとの意見や、「事実上の核保有国」であるインドにNPT締約国並の原子力の平和利用に関する権利を認めればインドを利することになり、非核兵器国との間でNPTによる不拡散体制への信頼感を低下させ、とりわけ核兵器の開発をめぐる国際社会との間で緊張が高まっている北朝鮮やイランに対し、核兵器を取

得してもいずれは容認されるとの誤ったメッセージを送るとの意見が出されている⁶⁸。

インドとの原子力協定が核不拡散にプラスの効果をもたらすととの賛成派からの主張については、仮に効果があるにしてもそれは限定的なものであるとの反論がなされている。

また、民生部門での原子力協力を進めた結果、軍事部門に核開発に必要な人材と技術が流れることも想定され、仮にそうなった場合、パキスタンを刺激し、南アジアにおける核軍拡競争が起こる可能性も否定できないとの意見や⁶⁹、インドが日本から提供された資機材や技術を軍事部門で利用することを協定の中で禁止したとしても、現実にはそれを止める手だてはないとの意見も出されている⁷⁰。

また、インドの兵器用核物質生産を規制することなく、一部の核施設のみを保障措置下に置くという方式では有効に機能しないとの指摘や、これからインドが建設する原子力施設が民生用か否か、また民生用施設であるとした施設について I A E A の保障措置を受け入れるかどうかはインド自身が決めることとなり、もしそうであれば、保障措置は絵に描いた餅になるとの指摘もなされている。

さらに、インドと原子力関連貿易を行うことは、95年の N P T 再検討・延長会議が採択した「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」に違反しており、日本の核不拡散外交にとって得るものはないとの指摘もなされている⁷¹。

このほか、仮にインドとの間で原子力協定を結ぶ場合であっても、インドの主張を一方的に受け入れるのではなく、核不拡散重視の立場から、インドが核実験をした場合の原子力協力の停止を明記することに加えて、C T B T への署名や兵器用核分裂性物質の生産中止も協定締結の条件とすべきであるとの見解も示されている⁷²。

このように、日印関係強化の我が国国益上の意義を重視する専門家が協定締結の必要性を強調する一方で、核軍縮・不拡散分野での我が国外交の意義を重視する専門家は本協定締結のもたらす影響を懸念しており、両者間の溝は容易には埋まらないように思われる。

5 . おわりに

最後に、日印原子力協定締結をめぐる論議を踏まえて、協定締結の我が国の二国間・多国間外交、経済及び安全保障上の利益について考えてみたい。原子力協定の締結により我が国企業がインドの原子力市場に参入でき、それによってインドの原子力発電に寄与できるので、当該企業だけでなく、日印経済関係にとってはプラスになると考えられる。他方で、我が国は2010年9月にインドとの間で経済連携協定(E P A)に大筋合意しており⁷³、今後日印間でその正式合意に向けて交渉が進められる予定である。この交渉が妥結すれば、日印の経済関係は大きく発展する可能性があると思われる。したがって、原子力協定締結の日印経済関係に与える効果が日印 E P A と比べて大きいのかどうかは定かではない。

他方、我が国の多国間外交への影響を見れば、本協定の締結によりインドの C O₂ 削減に寄与するので、我が国の気候変動防止外交にはプラスとなろう。他方でそれは N P T 体制の枠外でインドが原子力の平和利用を進めることに手を貸すもので、パキスタンや北朝鮮、イランなどを刺激してその核開発を促すおそれがあり、我が国の核軍縮・不拡散への

取組にとってはマイナスとなると思われる。また、我が国は国際安全保障政策の一環として、国連等との協力の枠組みに基づき国際テロ対策を進めているが、協定締結には我が国の安全保障政策上のメリットは少ないとみられる。このように我が国の場合には、インドとの原子力協定締結が外交や経済のみならず安全保障や世界戦略の上でも国益に資すると思われる米国とは事情が異なるといえよう。したがって、交渉に当たっては、協定締結がもたらすであろう対印外交・経済関係強化のメリットと核軍縮・不拡散外交における我が国の発言力と影響力低下のデメリットを十分に比較考量する必要があると思われる。

この点に関し、政府は、交渉に当たっては、核軍縮・不拡散の視点に十分に配慮しつつ、インドを国際的な体制に一層取り込むべく、その維持・強化のために責任ある行動をとるよう強く求めているとしている⁷⁴。協定締結の我が国不拡散外交への影響を考慮するならば、交渉に当たってはインドが兵器用核分裂性物質の生産や核実験を行わないこと及びCTBTやNPTへの加入を真剣に検討することを確約させるとともに、仮に核実験を実施した場合には協力を停止する旨を協定に明記するようにする必要があると思われる⁷⁵。既述のとおりインドは核政策を極めて重視しており、それを制約するような内容を含む協定の締結は困難を伴うことが十分に予想されるため、交渉に当たっては米国を始めインドに対して影響力を行使しうる国々との連携を図ることも考える必要があろう。

他方、インドが有数の大国であり、この先、同国を含む南アジアの安定と繁栄のための諸課題に加え、核等大量破壊兵器の拡散、気候変動及び紛争の原因ともなりうる貧困・飢餓、教育、保健・衛生、環境悪化の深刻化など国際社会の直面する諸課題の解決においてますます重要な役割を果たし得ることも念頭に置く必要があろう。そこで、こうした諸課題に関し優れた知見と豊富な経験を有する我が国がインドとの関係を一層強化し、同国が直面する諸問題の解決に協力しつつ、国際社会の主要な一員として、これらの諸課題の解決に向け貢献できるよう、様々なレベルとチャンネルを通じて対話を深めていくことも重要であろう。いずれにせよ、インドとの交渉は多極化・流動化する国際社会における我が国外交の試金石でもあり、交渉が日印関係の強化のみならず、我が国の総合的な国力の増進や国際社会における我が国の発言力の強化にもつながるよう望みたい。

1 2007年6月22日に日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センターの戸崎洋史主任研究員が原子力委員会国際問題懇談会に提出した『日印原子力協力と核不拡散』と題するペーパー参照。

2 外務省プレスリリース < http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/10/1008_01.html >

3 Gareth Evans and Yoriko Kawaguchi, *Eliminating Nuclear Threats: Practical Agenda for Global Policymakers- A Practical Agenda For Global Policymakers*, International Commission on Nuclear Non-proliferation and Disarmament, 2009.11, p.20.

4 浅田正彦「NPT体制の動揺と国際法」『核軍縮不拡散の法と政治』（信山社 2008.3）3-40頁

5 北朝鮮は2005年2月にNPTからの脱退を宣言し、2006年10月に地下核実験を行い、同年核兵器保有を宣言している。

- 6 秋山信将「平和利用の推進と不拡散の両立」『核軍縮不拡散の法と政治』(信山社 2008.3)333頁
- 7 2005年会議の不成功の背景には95年の中東の非核化に関する決議がいっこうに実施されないことに対する中東諸国の強い不満があったと言われる。
- 8 本検討会議の議論の詳細と今後の課題については、秋山信将「2010年NPT運用検討会議の成果と今後の核軍縮」『立法と調査』第309号(2010.10.1)を参照されたい。
- 9 この決議では、中東における非核及び非WMD地帯設置の支持、NPT普遍化実現の重要性の再確認、すべての中東諸国に対するNPTへの早期加入の要請などを含んでいる。
- 10 森本敏「NPT再検討会議と不拡散・軍縮」『海外事情』(拓殖大学海外事情研究所 2010.7.8)4頁
- 11 前掲秋山信将「2010年NPT運用検討会議の成果と今後の核軍縮」25頁
- 12 阿部信泰「2010年NPT再検討会議の評価」『海外事情』(2010.7.8)21頁
- 13 防衛省『平成22年版防衛白書』(2010.9)90頁
- 14 前掲『平成22年版防衛白書』90頁。1999年8月公表の核ドクトリン草案では、広い意味で核兵器の先制不使用政策を採る意向を示していたが、2003年1月公表の核ドクトリンでは、生物兵器や化学兵器攻撃を受けた場合、核兵器による反撃があることを示唆している。小川伸一「核の先制不使用に関する議論の経緯と課題」『立法と調査』第309号(2010.10.1)32-33頁参照。
- 15 *National Common Minimum Programme of the Government of India, May 2004*, p.21. < <http://pmindia.nic.in/cmp.pdf> >
- 16 NPO法人ピースデポ『イアブック核軍縮・平和2008』(高文研 2008.8)102頁。なお、前掲 *Eliminating Nuclear Threats - A Practical Agenda for Global Policymakers* や *SIPRI Yearbook 2008*, Stockholm International Peace Research Institute は、インドの核弾頭数を60-70と見積もっている。
- 17 前掲『イアブック核軍縮・平和2008』102頁
- 18 外務省資料『最近のインド情勢と日印関係』(2010.2)
- 19 近藤高史「変転するインドの核兵器開発と政治的思惑」『核拡散問題とアジア～核抑止論を超えて～』(国際書院 2009.7)111-112頁
- 20 前掲近藤高史「変転するインドの核兵器開発と政治的思惑」112-113頁
- 21 福井康人「米印合意の功罪」『外務省調査月報』(2009/No.4)43頁
- 22 前掲近藤高史「変転するインドの核兵器開発と政治的思惑」120-121頁
- 23 インドは、98年に地下核実験を行って以来今日まで核実験の停止(モラトリアム)を継続している。
- 24 ゴールドマン・サックスは、インドが2020年まで8%の高い成長を維持すると予測している。
< http://www.usindiafriendship.net/viewpoints1/Indias_Rising_Growth_Potential.pdf >
- 25 インド国立人口安定化基金の調査 < <http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20100713-00000078-scen-cn> >
- 26 OECDのHP < http://www.oecd.org/document/41/0,3343,en_33873108_39418537_45274729_1_1_1_1,00.html >
- 27 世界銀行のHP < http://devdata.worldbank.org/AAG/ind_aag.pdf >
- 28 世界銀行のデータによる。
- 29 電力不足解消の遅れが、自家発電の必要性から製造業の投資コストを増大させ、製品の競争力向上を阻害していると指摘されている。ジェットロ・アジア経済研究所『2010アジア動向年報』(2010.5.31)469頁参照。
- 30 前掲ジェットロ・アジア経済研究所『2010アジア動向年報』472頁
- 31 第11次5か年計画は、年平均経済成長率目標を9%と設定し、雇用の拡大と質の良い基礎的サービスの提供を通じ、より迅速でより幅広い包含的な経済成長を実現することを目標としている。外務省『政府開発援助(ODA)国別データブック2009』(2010.3)131頁参照。
- 32 ロイター(2009.9.16) < <http://jp.reuters.com/article/worldNews/idJPJAPAN-11530520090916> >

- 33 インド政府計画委員会のHP < http://planningcommission.nic.in/plans/planrel/fiveyr/11th/11_v1/11v1_ch12.pdf >
- 34 近藤正規『インドの自信は本物か』(本田財団 2008. 2. 26) 13頁
- 35 インドでは、第一段階で、天然ウランを燃料に重水炉を運転し、使用済み燃料を再処理してプルトニウムを生産、第二段階で、高速増殖炉を建設・運転してプルトニウムを増殖し、途中から²³²Th を装荷して²³³Uを生産、第三段階で、新型重水炉あるいは加速器駆動システムによるトリウム・サイクルの確立を目指しているとされる。詳しくは日本原子力産業協会資料 < http://www.jaif.or.jp/ja/asia/india_data3.html > を参照。
- 36 *TIME S*, September 30, 2009. < <http://www.timesonline.co.uk/tol/news/world/asia/article6854501.ece> >
- 37 *TIME S*, September 30, 2009.
- 38 スタンフォード大学のジェレミー・カール (Jeremy Carl) 研究員の発言。 < <http://wiredvision.jp/news/200711/2007110620.html> >
- 39 社団法人日本原子力産業協会『躍進するアジアの原子力：インドの原子力開発』(2010.1.27) 4頁
- 40 社団法人日本原子力産業協会資料 < http://www.jaif.or.jp/ja/asia/india_data2.html >
- 41 防衛省防衛研究所『東アジア戦略概観2009』(2009. 3) 26頁
- 42 Nicholas Burns, "America's Strategic Opportunity With India: The New U.S.-India Partnership," *Foreign Affairs*, Vol. 86, No. 6, November/December 2007, Council of Foreign Relations, p. 135.
- 43 その背景には、ブッシュ政権内で、これまでのインドに非核化を求める政策は、インドとの間で政治・安全保障協力を進める上で障害となり得、インドの核兵器保有を前提とした現実的かつ実際的な政策を進める方が望ましいと認識されたことがある。また、米国はインドとの関係強化の意義を米中関係の文脈でもとらえていた。前掲防衛省防衛研究所『東アジア戦略概観2009』26-27頁参照。
- 44 NSGは、原子力関係の資機材を輸出する際に核拡散の危険性をできる限り排除するため、原子力関係の資機材を供給する能力のある国の中で輸出条件について調整することを目的に1978年に設立された。2010年7月現在、参加国は46か国である。本ガイドラインに基づく輸出管理は、各国が国内法に基づき自主的に行っている性格のものである。
- 45 米国内でも核問題の専門家の間から、米印原子力協定の締結は不拡散体制にとり問題とはならないとして、これを支持する意見が出されていた。たとえば2006年4月の米上院外交委員会でのコーエン (Stephen Philip Cohen) ブルッキングズ研究所主任研究員の証言がその一例である。 < http://www.brookings.edu/~media/Files/rc/testimonies/2006/0426india_cohen/20060426.pdf > 他方、パキスタンの専門家であるスルタン (Adil Sultan) パキスタン空軍司令官・ヘンリー・スティムソン・センター客員研究員)からは、米印原子力協定はインドの核兵器開発を促進し、南アジアの戦略環境に悪影響を与えるおそれがあるとの指摘もなされた。 < <http://www.stimson.org/pub.cfm?ID=326> >
- 46 ヘンリー・スティムソン・センターのマイケル・クレポン (Michael Krepon) 名誉会長によれば、インド政府の反発の背景にはインドの自律的な核政策を求めるインドの世論があったとされる。 < <http://www.stimson.org/pub.cfm?id=322> >
- 47 ヘンリーハイド法と異なり、米印原子力協定には、インドが核実験をした場合に米国が原子力協力を停止する規定が置かれておらず、インドに対する核燃料供給の保証が強調されている。詳しくは前掲防衛省防衛研究所『東アジア戦略概観2009』32-33頁参照。
- 48 NSGで最終的に46の加盟国のいずれもが反対しなかったのは、急成長を遂げるインドへの強い関心と米国からの政治的圧力が背景にあったとされる。前掲 *Eliminating Nuclear Threats - A Practical Agenda for Global Policymakers*, p.94 参照。なお、我が国は、決定に当たり、インドが核実験を実施した場合、NSGとして例外化措置を失効または停止すべきであること、及びNSG参加国は対印原子力協力を停止すべきとの意見を表明した。外務省HP < http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/nsg/nsg_08rs_g.html > 参照。

49 2008年9月、ムカジー（Pranab Kumar Mukherjee）インド外務大臣は、インドは濃縮・再処理の設備又は技術を有していない国への当該設備又は技術の拡散を制限するための国際的な努力を支持すること、自主的かつ一方的な核実験モラトリアムを継続すること、及び核兵器を含む軍備競争への不賛成を表明した。こうした表明がそれまで改正に慎重な立場をとってきた国の態度を軟化させたと指摘されている。前掲防衛省防衛研究所『東アジア戦略概観2009』34頁参照。

50 14基の民生用原子力施設のうち6基は外国製で、自動的に保障措置が適用され、インドが新たに保障措置の適用を認めたものは8基にすぎないと指摘されている。また、高速増殖炉や使用済み燃料再処理施設は保障措置の対象とはなっていない。

51 米印原子力協定の締結をめぐっては、包括的核実験禁止条約（CTBT）の署名や核分裂性物質の生産停止など核不拡散や核軍縮の面で評価に値するコミットメントを得ないまま、NPT上の非核兵器国が享受している利益をNPT上の義務を回避しているインドに一方的に与えているなど様々な疑問点が指摘されている。小川伸一「米印原子力協力の意義と課題」『国際安全保障』（国際安全保障学会 第35巻第2号）（2007.9）18頁及び前掲 *Eliminating Nuclear Threats - A Practical Agenda for Global Policymakers*, p.94-96参照。

52 前掲秋山信将「2010年NPT運用検討会議の成果と今後の核軍縮」15頁

53 Nicholas Burns "America's Strategic Opportunity With India: The New U.S.-India Partnership," *Foreign Affairs*, Vol.86, No. 6, November/December 2007, p.137.

54 インドの「原子力賠償法」は事故を起こした企業の責任と多額の賠償額を定めており、外国企業にとって市場参入は容易ではなくなったとの指摘がなされている。山中晋一「インド：原子力賠償法可決で喚起される「ボパール」の悲劇」の記憶」『エコノミスト』（2010.10.19）61頁参照。

55 外務省『日本の軍縮・不拡散外交』（2008.3）30頁

56 外務省資料『日本の原子力外交概要』。2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットで我が国は「3Sに立脚した原子力エネルギー基盤整備に関する国際イニシアティブ」を提案するなど、3つのSを極めて重視している。

57 外務省『政府開発援助（ODA）国別データブック2009』133頁

58 近年、対印経済投資は急速に増えており、2008年の直接投資額は対前年比約300%増の5,249億円に達している。また、対印貿易も2002年比270%増の1兆3,628億円に達しているが、日本の貿易全体に占めるインドの割合はわずか0.9%で、またインドの貿易全体に占める日本の割合も2.5%にすぎない。このように貿易額は増えつつあるものの、日印両国の貿易総額における両国の地位は低下傾向にある。また、日本からの投資においても、インフラ、官僚制度、法制、関税制度、労務管理など様々な解決すべき課題があることが指摘されている。財団法人貿易研修センター資料（2009.5.15）< <http://www.iist.or.jp/j/contents/asia/monthly/special3/special3.html> > 及び近藤正規『拡大する日印経済関係』（勉強会用資料）参照。

59 資源エネルギー庁『原子力の国際的課題への対応』（2010.3）10頁。

60 岡田外務大臣は、国会での答弁の中で日印原子力協定締結交渉の開始が苦渋の選択であった旨を述べている。詳しくは、堀田光明「プラハ演説以降の国会における核論議」『立法と調査』第309号（2010.10.1）12頁参照。

61 『毎日フォーラム』（毎日新聞社 2010.8）16-17頁。

62 米国とフランスの企業がインドで原発を建設するには提携先の日本企業の技術や部材等が不可欠となるため、米国とフランスは、日本に対してインドとの原子力協定の締結を強く求めてきたとされる。『朝日新聞』（2010.6.26）、『日本経済新聞』（2010.6.30）及び『読売新聞』（2010.6.30）参照。

63 外務省HP < http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/yosan/23/pdfs/h23_houshin.pdf >

64 2010年8月25日の日本外国特派員協会での岡田外務大臣講演における質疑応答

65 『毎日新聞』（2010.8.20）

66 前掲防衛省防衛研究所『東アジア戦略概観2009』38頁。

- 67 日本国際フォーラム提言『インドの躍進と日本の対応』(2007.9.7)。
- 68 福永正明「NPT体制を崩壊させる日印原子力協定」『世界』No.808(2010.9)24頁。『朝日新聞』(2010.8.1)
- 69 2010年9月に行われた国連事務総長主催軍縮会議ハイレベル会合でのカットオフ条約交渉開始に関する議論においてパキスタンがたびたび異を唱えたように、各国がインドに対し原子力協力などで優遇している一方で、パキスタンが核開発競争で遅れをとっていることへの不満がパキスタン側にあると指摘されている。阿部信泰財団法人日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター所長の米国での講演用資料 *Non-Proliferation and Way Ahead after the May 2010 NPT Review Conference: Japanese Prospective*, September 8, 2010 参照。
- 70 『毎日新聞』(2010.8.21)
- 71 「第22回国連軍縮会議 in さいたま」に出席したウィリアム・ポッター・ジェームス・マーティン(William Potter James Martin) 不拡散研究所長の発言。『核情報』HP < <http://kakujoho.net/inpk/pttr.html> >
- 72 2007年2月1日に印パの平和団体が日本政府に提出した書簡 < <http://kakujoho.net/inpk/pttr.html> >
- 73 2010年9月9日の岡田大臣記者会見 < http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/22/dok_100909.html >
- 74 参議院議員浜田昌良君提出日インド原子力協定に関する質問に対する答弁書(答弁書第11号 平成22年8月10日)3-4頁
- 75 『日本経済新聞』(2010.8.22)。川口順子・核不拡散・核軍縮に関する国際委員会共同議長も、インドに核拡散させない仕組みをつくる条件を協定に書き込むなど、拡散を防ぐ法的枠組みや輸出管理をワンセットで教える必要があると述べている。「原子力の平和利用と核不拡散 - 日本が主導的役割を - 」『エネルギーフォーラム』No.669(2010.9)40-41頁